

## 半田市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム及び認定生ゴミ処理機（以下「ディスポーザ排水処理システム等」という。）について半田市下水道条例（平成2年半田市条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定による確認を行う際の手続等を定めることにより、ディスポーザ排水処理システム等の適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム 生ゴミを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であつて、平成10年法律第100号による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく配管設備として建設大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に従い、第三者機関により適合評価を受けたものをいう。
- (2) 認定生ゴミ処理機 生ゴミを粉砕し、これを分解槽で分解処理し、分解過程で発生する排水及びガスを公共下水道へ排除する機器の総体であつて、平成10年法律第100号による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として建設大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に従い、第三者機関により適合評価を受けたものをいう。
- (3) 申請者 ディスポーザ排水処理システム等について、条例第5条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (4) 使用者 ディスポーザ排水処理システム等の使用及び維持管理を行う次の者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 賃貸の集合建築物の所有者
  - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (5) メーカー ディスポーザ排水処理システム等について、平成10年法律第100号による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として建設大臣の認定を受けた機器を製造する者又は社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に従い、第三者機関により適合評価を受けた機器を製造する者をいう。
- (6) 販売店 ディスポーザ排水処理システム等を販売する者をいう。

(7) 維持管理業者 国土交通大臣の認定書及び第三者機関の適合評価書に維持管理業者として記載されている者及びその者と代理店契約を結んでいる者をいう。

(添付書類)

第3条 申請者は、半田市下水道条例施行規程(平成28年上下水道事業管理規程第1号)第5条に規定する排水設備等計画確認申請書及びディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書(別記様式)に別表に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(申請者に対する指導)

第4条 管理者は、条例第5条の規定に基づく計画の確認を行うときは、申請者に対し次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書に付する維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システム等の適切な使用及び維持管理をすること。
- (2) 維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システム等の維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを、管理者に提出すること。
- (3) ディスポーザ排水処理システム等の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を使用者において3年間保存させること。
- (4) ディスポーザ排水処理システム等の使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。

(使用者に対する指導)

第5条 管理者は、ディスポーザ排水処理システム等の維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認めるときは、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

- 2 管理者は、ディスポーザ排水処理システム等の適切な維持管理を確保するため、必要があると認めるときは、立入調査等の措置を講ずることができる。
- 3 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、ディスポーザ排水処理システム等の使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(使用者の地位の継承)

第6条 管理者は、条例第5条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、ディスポーザ排水処理システム等を有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がディスポーザ排水処理システム等の適正な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及び第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを当該使用者に説明するよう指導するものとする。

- 2 申請者又は使用者は、ディスポーザ排水処理システム等の設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、第4条各号

に掲げる事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第7条 管理者は、メーカー及び販売店がディスポーザ排水処理システム等を販売するときは、申請者又は使用者に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう努力することを指導しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(1) 一般事項に関する書類

- ア 認定書等の写し
- イ 設置場所案内図
- ウ 建築物配置図
- エ 給排水設備図

(2) 仕様書

- ア ディスポーザ(粉碎装置)
- イ 排水処理槽
- ウ 算定根拠(排水処理槽の処理能力)

(3) 維持管理計画に関する書類

- ア 維持管理体制
- イ 処理水質基準
- ウ 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度

(4) その他

- ア 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書
- イ 使用者承継確約書
- ウ その他国土交通大臣認定における認定内容との適合性を判断するために必要な書類

別記様式(第3条関係)

ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書

年 月 日

半田市下水道事業

申請者 住所 \_\_\_\_\_

半 田 市 長 様

氏名(法人は名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_

電話 (         )         -

半田市下水道条例第5条の規定により、ディスポーザ排水処理システム等の設置について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	半田市	
使 用 者		
建築物の種類	一般住宅・集合住宅・事業所等・その他(         )	
メーカ一名		
品 名		
施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
指 定 工 事 店		
維持管理業者		
備 考		確認番号第         号